

# 令和2年度若者未来創造事業フロンティアプロジェクト業務委託

## 企画提案募集要領

令和2年度若者未来創造事業フロンティアプロジェクト業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

### 1 委託業務名

若者未来創造事業フロンティアプロジェクト業務

### 2 事業概要

- (1) 事業目的 県内の若者（概ね40歳未満）たちが気軽に交流・協働する場をつくることで、若者活躍の裾野を広げるとともに、複数団体を繋いで点から面に広がる活動を支援し、若者を牽引する次世代リーダーを育成することを目的とする。
- (2) 業務内容 令和2年度若者未来創造事業フロンティアプロジェクト業務委託仕様書（基本仕様書）  
(以下「仕様書」という) のとおり（別添1）
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和3年2月10日まで
- (4) 提案上限額 1,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3 委託契約の方法

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 契約の相手方の選定  
公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者4者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。

### 4 応募団体の資格

次に掲げる要件の全てを満たす団体とします。法人格の有無は問いません。

- (1) 山形県内に住む、又は山形県出身の高校生以上39歳までの者（以下「若者」という。）  
2名以上で構成する団体であること（団体・グループの所在地が山形県内にあり、連絡担当者が山形県内に住んでいること）
- (2) 令和2年4月1日時点で、団体の構成員の過半数が若者であること。また、構成員に20歳以上の者が1名以上含まれていること
- (3) 企画提案時において、団体の活動期間が1年以上あること、又は団体の主たる構成員について、当該団体が行う活動と同種の活動経験が1年以上あること
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）及び構成員の名簿を整備・所持していること

- (5) 県税その他租税を滞納していないこと
- (6) 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- (7) 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- (9) 団体の役員の全員が次に該当しないこと
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ないもの
  - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ⑤ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）・関係者

## 5 応募書類の提出等に関する事項

### (1) 募集期間

令和2年5月8日（金）～5月29日（金）17時まで

（電子メール（ただし、1つのPDF等のファイルにまとめて送ること）、持参、メール便等による送付の場合は当日必着。日本郵便による郵送の場合のみ当日消印有効）

※**応募は1団体につき1提案**とします。

### (2) 提出書類

本事業に応募する団体は、次の日時までに次の書類を1部作成し、提出してください。

[参加申し込み]

提出期限：令和2年5月18日（月）17時

- ①企画提案参加申込書 (様式第1号)
- ②事業者概要書 (様式第2号)
- ③添付書類 ※事業概要書参照
- ④質問書 (様式第6号) ※質問がある時のみ

[企画提案]

提出期限：令和2年5月29日（金）17時

- ③企画提案書 (様式第3号)
- ④事業計画書 (様式第4号)
- ⑤経費総括 (様式第5号)

★応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

★提出書類の様式は、5月8日（金）以降、「おこしあいネット」からダウンロードすることができます。（<https://yamagata-okoshiai.net/>）

### (3) 書類・データ類の修正依頼について

5月29日（金）までに提出された企画提案に係る修正依頼については、企画提案書記載の連絡先に対し、電子メール、または電話にて行います。

## 6 審査方法

### (1) 審査機関

「若者未来創造事業フロンティアプロジェクト企画審査会設置要領」に基づき設置する審査会において、審査要領に基づき予め定めた審査基準及び審査方法により行います。

### (2) 審査方法

5月29日（金）までに提出のあった企画提案書類により審査を行い、採用候補企画を決定します。

なお、審査会は書類の提出期限後速やかに開催するものとし、また、審査結果については6月中旬に企画提案のあったすべての団体にお知らせします。

### (3) 審査基準

審査のポイント	
1. 事業目的について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業内容が仕様書で禁じられている事業に該当しておらず、地域課題解決、又は地域の元気を創出する内容となっているか。</li> <li>② 事業内容は、複数団体の交流・協働を促進し、これまで地域づくりに関わっていない若者を巻き込む内容となっているか。</li> </ul>
2. 事業内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の内容、手法等について、若者ならではの独創性や先進性があるか。</li> <li>② 計画を実現できる体制があるか。提案された事業手法・スケジュール等は実現可能なものか。</li> <li>③ 事業内容を効果的に発信・周知する手法が講じられているか。</li> </ul>
3. 事業効果及び目標について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目標と将来展望は具体的かつ実現可能なものか。</li> <li>② 地域連携や次世代リーダーの育成に繋がっているか。</li> </ul>
4. 経費総括について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 前年度まで自団体で実施してきた事業の場合、同じ内容でもより高い効果を得られるものとなっており、単なる既存事業の財源付け替えとなっていないか。</li> <li>② 事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。</li> </ul>

## 7 事業のスケジュール（予定）

①企画提案書の提出	令和2年5月8日～5月29日まで (郵送の場合のみ当日消印有効)
②審査会	書類の提出期限後速やかに開催
③採択決定	6月中旬予定
④委託契約	6月下旬予定
⑤事業実施	契約日～令和3年2月10日まで事業計画に沿って事業を実施 ★必要に応じて何回かに分けて前払いを行います。

⑥状況報告	10月15日までの状況について、10月末日までに業務委託実施状況報告書を提出
⑦業務完了報告書の提出	事業完了後30日以内又は令和3年2月末日のいずれか早い日まで業務完了報告書を提出
⑧精算	実績報告書の審査及び完了検査終了後、精算を行います。

注1 大幅な変更※があった場合、変更契約が必要です。

※ イベントの回数減、事業額の3割を超える増減、事業計画と関係のない内容の事業への着手など

## 8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、優れた提案を行った4者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは採択者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 新型コロナウイルスの発生状況によって、契約内容を変更する場合がある。その場合の委託料変更については、AISOHO企業組合と受注者が協議のうえ行う。

## 9 その他

- (1) 情報公開への同意（提案があった事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、ホームページ等により公表します。）
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 事業の周知、広報及び県若者活躍・男女共同参画課が行う事業について、事業実施期間内及び事業終了後に協力すること。
- (4) 団体自らが事業について周知広報する際は、当該事業が「若者未来創造事業（山形県委託事業）」である旨の表記を行うこと。
- (5) 企画提案提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。

## 10 担当

AISOHO企業組合 若者支援コンシェルジュ事務局 若者未来創造事業部  
〒990-0834 山形県山形市城西町五丁目29番19号

TEL 070-5621-7111 FAX 023-673-0703 E-mail concierge@aisoho.jp

担当：海谷美樹・和田由紀子